

# 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）のご案内

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。

## 支給対象となる事業主

次の①～⑥のいずれか又は複数の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主

- ① 不妊治療のための休暇制度（多目的・特定目的とも可） ② 所定外労働制限制度  
③ 時差出勤制度 ④ 短時間勤務制度 ⑤ フレックスタイム制 ⑥ テレワーク

## 支給額

A「環境整備、休暇の取得等」 **30万円**

最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用

B「長期休暇の加算」 **30万円**

Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得

※A・Bとも1事業主あたり1回限りの支給

## 申請までのステップ

両立を支援する旨の  
企業トップの方針の  
周知

社内ニーズ調査の  
実施

就業規則等への規定、  
周知

両立支援担当者の  
選任

対象労働者との面談、  
「不妊治療両立支援  
プラン」の策定

## ※「不妊治療両立支援プラン」とは？

両立支援担当者が、不妊治療を受ける労働者から利用したい制度・働き方の希望などを聴いた上で、制度の利用予定、その間の業務分担の見直し等の検討も含め、治療と両立しやすい環境整備を図るために策定するプランです。

## 申請期限

A「環境整備、休暇の取得等」：不妊治療休暇、両立支援制度を5日（回）利用した日の翌日から2か月以内

B「長期休暇の加算」：不妊治療休暇（20日以上連続）終了日の翌日から起算して3か月が経過する日の翌日から2か月以内

▶厚生労働省HP「不妊治療と仕事との両立のために」では、助成金の支給要件の詳細や具体的な手続き、各種申請書のダウンロードの他、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備についてもご案内しております。



(厚生労働省HP→)



(公式チャンネル→)

▶愛媛労働局公式チャンネル（YouTube）でも、申請までの流れを簡単に解説しています。

<助成金の申請、お問い合わせ先>

愛媛労働局雇用環境・均等室 〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階 ☎ 089-935-5222